

※青字は、第2回企画部会における委員ご意見の概要を示しており、各論点への振り分けは事務局の整理による
※「ご意見の概要」中、〈 〉は、同意見を他の論点でも記載しているページを示す

主な論点（各論）

【最近の住生活を取り巻く環境の変化（住宅価格）】

- 住宅価格等が上昇する中、住宅政策としてはどのような対応が必要とされるか。
 - ✓ 住宅価格は需要と供給との関係など様々な要素が影響しており、市場で決定される住宅価格に対し施策を講じるには課題があるが、住宅が実需に基づかない投機の対象となることは望ましくなく、何らかの対策を講ずべきか。
 - ✓ 適切な住宅選択に資するための情報発信は重要であるが、住宅価格だけでなく、中古住宅やリノベーション、エリアなど様々な選択肢があることを伝えるべきではないか。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 都内の既存住宅ストックには民営借家が多い状況の中で、住宅価格は購入と賃貸を分けて議論すべきであり、特に賃貸は、家主が何に困っているから空き家が市場に出てこないのかを明らかにして対応していくべきではないか。〈p9〉
- 住宅は居住サービスの提供の場であるとともに資産でもあり、資産価値の上昇は、省エネ性能の向上や再開発での基盤整備などによる高品質化の証拠と考えるが、質の向上以上に価格が上がっているようにも思える。
- ここ数年の住宅価格には、いわゆるバブル的な価格上昇の部分と、建設コストが上がることによる上昇の部分の両方が含まれていると思うが、これらをうまく分けることはできないか。〈p16〉
- 住宅価格そのものをどう下げるかという議論はなかなか難しい。
- 既存住宅や空き家の利活用において、住宅所有者自身がしっかり管理をすると、それが高く評価され、融資が有利になり売りやすくなるような仕組みを作っていくことが重要。〈p9〉

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 多摩地区は住宅価格が比較的安く、親を呼び寄せて近居する例が多い一方、都心部では住宅価格が高く同様のことは難しい状況があるため、共働きの子育て世帯が親を呼び寄せる場合、何らかの支援があるとよいのではないか。〈p13〉
- アフォーダブルには、市場価格の何割ということと、賃金や所得の何割かということの二つの意味があるので、用語を使う際にはどちらの意味かを明示することと併せて、年収に対する割合も押さえた施策を検討してほしい。〈p3〉
- マンションでは、管理計画認定制度、適正評価制度や診断サービスを受けたもので良いものについては融資の金利が安くなる仕組みがあるので、戸建て住宅でもそのような金利優遇の仕組みと連携していくことが重要ではないか。〈p17〉
- 既存住宅の利用という最近の流れの中で、耐震性や断熱性能の確保が求められ、それが足りないがゆえに市場に出ない住宅があるため、高い基準に達するためにどうすればよいかという行政技術をどう構築できるかが重要。〈p10〉

【アフォーダブル住宅】

- まちづくりとの連携などを含め、アフォーダブル住宅の供給促進にどのように取り組んでいくべきか。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 土地としての価値が高い地域については、例えば空き家活用によるアフォーダブル住宅の供給促進について明示的にイメージできるようにするなど、今のニーズに合った新しい建物を供給する意欲が湧くような政策が必要。〈p9〉
- アフォーダブルには、市場価格の何割ということと、賃金や所得の何割かということの二つの意味があるので、用語を使う際にはどちらの意味かを明示することと併せて、年収に対する割合も押さえた施策を検討してほしい。〈p2〉

【最近の住生活を取り巻く環境の変化（外国人）】

- 外国人居住者が増加する中で、外国人との秩序ある共生社会の実現のため、住宅政策としてはどのような対応が必要とされるか。
 - ✓ 地域社会との共生の実現に向けては、外国人の増加・多国籍化を前提とした住環境の充実や地域コミュニティ形成などに取り組むべきではないか。
 - ✓ 多国籍化する外国人の住宅所有・居住実態の把握により、地域における相互不理解によるトラブル等の未然防止に役立てるべきではないか。
 - ✓ 増加する外国人居住者・所有者に対応する自治会や管理組合などに負担が生じていることを踏まえ、制度面も含めた検討が必要ではないか。
 - ✓ 既存の制度・慣行と現状との間にギャップが生じていることを踏まえ、必要な対策を講じるべきではないか。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 賃貸で入ってコミュニティの中で暮らしている外国人の話と、居住せずに所有だけしている外国人の話は、テーマを分けて考えないといけないのではないか。
- 在留資格によって日本にいる期間、所得、家族を呼べるのかなどが異なり住宅の選択が大きく変わるので、在留資格と受入れ機関、どこがどのように住宅を仲介しているのかを把握することで、対応策が見えてくるのではないかと。
- 外国人が賃貸住宅を借りる際、日本語が十分理解できず契約内容が分からなかったというケースも多いが、これだけ外国人居住者が増えている中で、十分な説明を呼びかけるだけではトラブル回避は難しいのではないかと。
- 外国人といっても、投資外国人、観光外国人、定住外国人では課題が異なるため、十把一絡げにはできないのではないかと。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 外国人の居住に関しては、賃貸か分譲か、家族の有無、職業の安定性などによって、住まいと住まい方、それによって生じる課題は相当変わってくるので、課題が何なのかを明示した上で対策を作る必要がある。
- 全ての外国人が悪いのではなく、このような立場の外国人はこのような課題を持っている傾向にあるので住宅政策としてこう対応したい、というようなことが一覧になってわかるようにすると良いのではないかと。
- 外国人に関する様々な定量的、定性的なデータを丁寧に観察し、区市町村とも連携して、きめ細かい住宅政策をお願いしたい。
- 低所得者層や生活保護の方は、家賃保証会社の審査に落ちてしまい物件が借りられなくなっている一方、外国人は外国人向け保証会社を使って低廉な賃貸を借りられ、本当に都内に住みたい人が借りられない状況がある。
- 外国人居住者の増加に対応する一定のルール化が必要であり、十分な説明を求めるだけでなく、例えば、説明が行われたことを確認する仕組みや一定の資格者が説明を行う制度とするなど、次の段階に進む必要があるのではないかと。
- 外国人も様々であり、外国の方が日本で定住していく例も多くあるので、住宅のステータスや住宅に対する関わり方は外国の方にとっても変化していくという点を押さえる必要がある。
- 外国人に係るマンションでの対応の整理において、居住の問題、所有の問題、賃貸の場合が一緒になってしまっている部分は、区分所有なのか、都営住宅も含む集合住宅に暮らすということなのか、整理した方がよい。
<p15>
- 外国人の居住の問題としては、共生という意味で、文化や習慣、言葉の違いをどう乗り越えるかが必要になるが、住んでいる場所によっては、管理する組織や担当者がどう関わっていくのかも一緒に考える必要がある。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 新しく始まる国内管理人制度をどう有効に活用するかという点で、その役割や人材について、どのような形が望ましいかまだ見えていないが、都が主導して決めるのか国と歩調を合わせて決めていくのかも今後の重要な課題。
- マンションでは、外国人を含む国外居住者に関して、管理費・修繕積立金の未払いや連絡がつかないといった声を良く聞くが、適切な管理が大事であり、管理費等の徴収のためにも、法改正でできた国内管理人制度の活用が重要。〈p15〉
- 管理費・修繕積立金の確実な徴収によるマンションの適時適切な管理のためには、できるだけ多くの管理組合において、管理規約で国内管理人の任命を義務化していくことが必要ではないか。〈p16〉
- 海外投資の受入れとして国内管理人制度ができたことから、どのような方になっていただけるか、関連団体で議論いただきたい。〈p16〉
- 外国人か国内の方かに関わらず、投機・投資でマンションを保有し、賃貸等に回さずに持ったままにしていることに対してはペナルティーを与えるなど、不在の家主を減らしていく工夫が必要ではないか。〈p16〉
- 観光などの短期ビザでも、親族訪問や民泊などで実質住んでいるに近い状態もあるため、そのような存在を視野に入れながら住環境を考えるなど、実態を丁寧に把握した上での対策が必要ではないか。
- 古くて階段しかないような安い賃料のアパート等が民泊になっている実情があり、何らか抑制していかないと低廉な住宅がなくなってしまうのではないか。また、管理もほぼ自主管理の状態、地域としても心配な部分が多い。

【既存住宅流通・空き家対策】

- 都内の住宅ストックが引き続き増加している中で、既存住宅流通の活性化にどのように取り組んでいくべきか。また、リノベーションによる住宅の供給促進に向けた施策はどうあるべきか。
- 東京の地域性や住宅・不動産市場の状況を踏まえ、区市町村や民間等との適切な役割分担のもと、より効果的な空き家施策はどうあるべきか。
- 空き家の増加抑制の観点から、「空き家予備軍」を主なターゲットとした施策をいかに展開していくべきか。

[既存住宅市場での流通促進]

- ✓ 既存戸建住宅の流通活性化を図り、市場に定着させていくためには、今後どのような取組が必要か。

[地域資源としての空き家の利活用]

- ✓ 空き家所有者に対して、様々な流通に加えて地域での活用や新たな視点での活用を促していくためには、どのような取組が必要か。

[利活用見込みがない空き家の除却等]

- ✓ 区市町村による管理不全空家等の制度を活用しながら、空き家の処分・除却等を促進していくために、どのような取組が必要か。

[新たな課題]

- ✓ 住宅価格が高騰している状況の中、防災や空き家予備軍への対応など、空き家・既存住宅流通施策で特に重点的に取り組むべき施策は何か。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 既存のマンションの流通では、購入希望者は交通条件や建物が古い・新しいことに目を奪われがちだが、それだけでなく、管理がしっかりしているかどうか非常に重要。〈p15〉
- 中古住宅に関する情報は、使える使えないをただ開示するだけでは不十分で、マンションの管理計画認定や適正評価制度、診断サービスのように、一般消費者の方々に分かりやすい見える化が重要ではないか。〈p16〉

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 都内は住宅数が多く、住宅情報の見える化を行政だけで担うと負担が大きいため、民間と連携し、マンションの管理計画認定などのように、民間自らに見える化してもらうような新たなスキームを考えていくことが重要ではないか。〈p16〉
- インスペクションをしっかりと行い、過去の履歴や修繕する場合の費用まで一緒に情報開示できると良いが、イギリスのビルディングサーベイヤーのような、これを担える新たな人材育成も一緒に考えていくことが必要。
- 建物調査について、戸建ては見た目では状況が分からず、専門家であっても、一部を壊さない限り本当に流通できるかどうか分からないものが多いため、何らか考えていかないといけないのではないかと。
- 空き家を活用し中古住宅として流通させることが重要であるが、消費者は中古住宅について、設備の老朽化、耐震性、リフォームの費用、価格の妥当性などへの不安を抱いており、これにどう答えていくかが大きな問題。
- 消費者は「中古住宅は長く使えない」「やっぱり不安」と思い込んでいるため、都民が安心できるように、中古住宅を選ぶ視点などを伝えるセミナーなどを併せて行っていくと、より有意義なのではないか。
- 既存住宅に対するハードルが高い理由の一つに、新築と明らかに違って融資で厳しい査定をされることがあるため、特に戸建て・持ち家住宅の流通に関しては金融の視点は外せない。
- 多摩地区の旧分譲地などでは、住宅が長期空き家となり利活用されず放置され、最終的に建売業者が土地を購入して分割開発するケースが多いが、その背景には新築住宅取得時の融資の方が有利であることも一因と考えられる。
- 管理計画認定制度やマンション管理適正評価制度、管理適正化診断サービス等の評価を取得したマンションは一定の水準をクリアすると考えられ、評価結果は団体HPや不動産検索サイトで確認できるため購入者は参考にしてほしい。〈p16〉

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 既存住宅や空き家の利活用において、住宅所有者自身がしっかり管理をすると、それが高く評価され、融資が有利になり売りやすくなるような仕組みを作っていくことが重要。〈p1〉
- 40年代築で、質が悪く道路付けがない既存不適格の物件など、流通していないものが意外と多いが、今は法令の申請が厳しく省エネ基準などもあるため、建て替えられず、手を入れるにもかなりのお金がかかってしまう課題がある。
- 都内の既存住宅ストックには民営借家が多い状況の中で、住宅価格は購入と賃貸を分けて議論すべきであり、特に賃貸は、家主が何に困っているから空き家が市場に出てこないのかを明らかにして対応していくべきではないか。〈p1〉
- 土地としての価値が高い地域については、例えば空き家活用によるアフォーダブル住宅の供給促進について明示的にイメージできるようにするなど、今のニーズに合った新しい建物を供給する意欲が湧くような政策が必要。〈p3〉
- 既存住宅の利活用にあたっては耐震化が前提となるが、補助金を活用して耐震改修をできるようにするためにも、住宅を私有財ではなく社会の資産と捉え、耐震は生命を守るものであるという確認していくことが必要。〈p12〉
- 子育てのニーズは世代や地域で大きく異なり、家の中だけでは子育てが完結しないので、近所の住宅ストックや空き家、公営住宅の集会所なども活用し、子育てに適した住環境整備を住宅政策としてもう少しプッシュできると良い。〈p12〉

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 既存住宅の利用という最近の流れの中で、耐震性や断熱性能の確保が求められ、それが足りないがゆえに市場に出ない住宅があるため、高い基準に達するためにどうすればよいかという行政技術をどう構築できるかが重要。 <p2>
- 現在のファミリー世帯は、100～120㎡規模の住宅を必ずしも必要としていないため、二世帯住宅への改修や、シェアハウス、セーフティネット住宅の専用住宅として活用するなど、既存住宅を活用する仕組みが広がるとよい。 <p14>
- オーナーのコストを下げ既存住宅を上手に活用していく観点から、賃貸の際にオーナーが全部リフォームするのではなく子育て世帯に自由に使ってもらう、DIY型賃貸借のようなものを積極的に応援することも必要ではないか。 <p11>
- 今の空き家や空き家予備軍は1970～80年代築が多くを占め、今の子育て世帯が必要とするような広さや仕様ではなく、また、土地・建物が広いものは、価格が高く買えない、家賃が払えないこともある点にも注意が必要。
- 相続人や推定相続人の空き家に関する意識の変化を促し、相続段階や所有者の施設入所のタイミングなどにおける空き家予備軍の備えについての相談支援等、売却・利活用しやすい環境の整備に力を入れてほしい。
- 団塊の世代が後期高齢者に差し掛かり、世帯主の高齢化が大都市圏ほど顕著になるため、手を動かしていただける工務店等とうまく連携しながら、空き家の実施方針の下、空き家予備軍対策を進めてほしい。
- 元気な高齢者向け賃貸住宅への転居理由の7～8割は、子どもの近くへの転居、いわゆる近居・呼び寄せであるため、子育て支援と近居を組み合わせた支援の仕組みがあると、空き家対策にもつながる可能性もありよいのではないかと。 <p13>

【子育て支援】

- 子育てしやすい住環境の整備に向け、子育てに配慮した住宅の供給促進に向けた施策はどうあるべきか。

[住宅ストック（子育てに適した住宅）の観点]

- ✓ 都内の家賃や住宅価格が上昇する中、既存ストックの有効活用の観点から、既存住宅の改修を増やしていくにはどのような施策を講じるべきか。
- ✓ 市町村部を含め都内全域で普及させていくにはどのような工夫が必要か。

[居住する子育て世帯の観点]

- ✓ 子育て世帯が立地や広さなど自らのニーズに合った住まいを住宅市場を通じて確保しやすくするためには、どのような施策を充実させるべきか。
- ✓ 子育て世帯の住生活の充実を推進するため、住宅におけるコミュニティ形成やサービスとの連携が効果的に行われるにはどのような工夫が図られるべきか。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- オーナーのコストを下げ既存住宅を上手に活用していく観点から、賃貸の際にオーナーが全部リフォームするのではなく子育て世帯に自由に使ってもらい、DIY型賃貸借のようなものを積極的に応援することも必要ではないか。〈p10〉
- 東京の住宅ストックは広めの賃貸住宅が圧倒的に少ないという、これまでの建て方や供給の偏りがあり、子育て世代に響いてしまっているということでは、子育て世代を支援するというのは非常に重要な観点である。
- 今の20代・30代は、収入階層の差と同時に資産の有無にも差があり、相続で土地や建物を持っている人もいれば、本当に苦労している人がいるというように、子育て世代に多様性があることを認識し、応援していくことが大切。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 既存住宅の利活用にあたっては耐震化が前提となるが、補助金を活用して耐震改修をできるようにするためにも、住宅を私有財ではなく社会の資産と捉え、耐震は生命を守るものであるという確認していくことが必要。
<p9>
- 今の子育て世代は多様化していて「子育て世代だからこれ」というものでもなく、例えば、共働きで駅近を望む家族もいれば、郊外で伸び伸びと豊かな環境の中で子育てしたい人もいる。
- コロナ禍と住宅価格高騰で多摩エリアが見直されていると感じており、郊外住宅地の良さをアピールしつつ、いわゆる住宅だけでなく、住環境として地域コミュニティのつながりなども見ることで、子育て世代の居住を推進すべき。
- 住宅価格高騰の中、賃貸住宅の家賃値上げトラブルが増えていると言われているが、仮にそうしたトラブルがあっても、子育て世帯が引き続き、現在の住まいに安心して住めるような観点でも検討してほしい。
- 賃貸マンションでは定期借家が主流となっており、更新や再契約時に「不満があれば出て行ってください」という状況で賃料値上げがされていることで、子育て世帯が地方へ転居してしまっている。<p16>
- 子育て世帯のニーズによって、どういう環境が欲しいかということ、住宅だけではなくて子育て環境として、周りにどのようなものが求められるかというところが、地域によって異なる。
- 子育てのニーズは世代や地域で大きく異なり、家の中だけでは子育てが完結しないので、近所の住宅ストックや空き家、公営住宅の集会所なども活用し、子育てに適した住環境整備を住宅政策としてもう少しプッシュできると良い。<p9>

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 元気な高齢者向け賃貸住宅への転居理由の7～8割は、子どもの近くへの転居、いわゆる近居・呼び寄せであるため、子育て支援と近居を組み合わせた支援の仕組みがあると、空き家対策にもつながる可能性もありよいのではないか。〈p10〉
- 多摩地区は住宅価格が比較的安く、親を呼び寄せて近居する例が多い一方、都心部では住宅価格が高く同様のことは難しい状況があるため、共働きの子育て世帯が親を呼び寄せる場合、何らかの支援があるとよいのではないか。〈p2〉
- 東京こどもすくすく住宅供給促進事業において、耐震改修に係る補助を併せて活用できることについて、あまり知られていないと思われるので情報提供が重要。
- 子育て支援施策の充実を検討する中で、住まいが福祉や他の施策とうまく連動しているか、その結びつきが消費者にもきちんと理解できるような形での情報提供も更に強化してほしい。
- 都内マンションの多くは、高齢で資金に余裕がない個人オーナーが所有しており、ローンも長く組めないため、費用負担をもう少し減らすなど、子育て世帯向けの改修が進むような支援策を考えなければならないのではないか。〈p15〉
- マンションでは子育て世帯にとって、広さなどのハード的な悩みに加え、役員になって会合があったりといった時間的な悩みもあるが、ソフト的な対策として、管理会社が管理者になれる選択肢も法制化されている。〈p15〉
- これまで住マスでは地域性の記載がなかったが、子育ての形や必要となる住宅は地域によって異なるため、地域性を加味したきめ細やかな支援メニューにすれば、必要な地域に必要なサポートを届けることができるのではないか。〈p18〉

【住宅セーフティネット】

- 単身高齢世帯が今後大幅に増加することが見込まれる中、高齢者が孤立せず安心して暮らせる住環境をどのように整備していくべきか。
- 地域のまちづくりやコミュニティ形成にも貢献するためには、都営住宅の計画的な建替えやストック活用をどのように進めていくべきか。また、住宅セーフティネットの中核としての機能を、引き続きどのように果たしていくべきか。
- セーフティネット機能の強化を進めるにあたり、区市町村や業界団体等とどのように連携していくべきか。また、福祉施策とはどのように連携していくべきか。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 現在のファミリー世帯は、100～120㎡規模の住宅を必ずしも必要としていないため、二世帯住宅への改修や、シェアハウス、セーフティネット住宅の専用住宅として活用するなど、既存住宅を活用する仕組みが広がるとよい。〈p10〉

【マンション】

- 今般のマンション関連法改正を踏まえ、区市とも連携しながら、マンション管理適正化と長寿命化にどのように取り組むべきか。
- マンション建替えを一層促進するためには、どのような施策を講ずるべきか。また、マンションの防災力強化のためにどのように取り組んでいくべきか。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 既存のマンションの流通では、購入希望者は交通条件や建物が古い・新しいことに目を奪われがちだが、それだけでなく、管理がしっかりしているかどうか非常に重要。 <p7>
- 都内マンションの多くは、高齢で資金に余裕がない個人オーナーが所有しており、ローンも長く組めないため、費用負担をもう少し減らすなど、子育て世帯向けの改修が進むような支援策を考えなければならないのではないか。 <p13>
- マンションでは子育て世帯にとって、広さなどのハード的な悩みに加え、役員になって会合があったりといった時間的な悩みもあるが、ソフト的な対策として、管理会社が管理者になれる選択肢も法制化されている。 <p13>
- 外国人に係るマンションでの対応の整理において、居住の問題、所有の問題、賃貸の場合が一緒になってしまっている部分は、区分所有なのか、都営住宅も含む集合住宅に暮らすということなのか、整理した方がよい。 <p5>
- マンションでは、外国人を含む国外居住者に関して、管理費・修繕積立金の未払いや連絡がつかないといった声を良く聞くが、適切な管理が大事であり、管理費等の徴収のためにも、法改正でできた国内管理人制度の活用が重要。 <p6>

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- 管理費・修繕積立金の確実な徴収によるマンションの適時適切な管理のためには、できるだけ多くの管理組合において、管理規約で国内管理人の任命を義務化していくことが必要ではないか。〈p6〉
- 海外投資の受入れとして国内管理人制度ができたことから、どのような方になっていただけるか、関連団体で議論いただきたい。〈p6〉
- 外国人か国内の方かに関わらず、投機・投資でマンションを保有し、賃貸等に回さずに持ったままにしていることに対してはペナルティーを与えるなど、不在の家主を減らしていく工夫が必要ではないか。〈p6〉
- 管理計画認定制度やマンション管理適正評価制度、管理適正化診断サービス等の評価を取得したマンションは一定の水準をクリアすると考えられ、評価結果は団体HPや不動産検索サイトで確認できるため購入者は参考にしてほしい。〈p8〉
- 都内は住宅数が多く、住宅情報の見える化を行政だけで担うと負担が大きいため、民間と連携し、マンションの管理計画認定などのように、民間自らに見える化してもらうような新たなスキームを考えていくことが重要ではないか。〈p8〉
- 中古住宅に関する情報は、使える使えないをただ開示するだけでは不十分で、マンションの管理計画認定や適正評価制度、診断サービスのように、一般消費者の方々に分かりやすい見える化が重要ではないか。〈p7〉
- 賃貸マンションでは定期借家が主流となっており、更新や再契約時に「不満があれば出て行ってください」という状況で賃料値上げがされていることで、子育て世帯が地方へ転居してしまっている。〈p12〉
- ここ数年の住宅価格には、いわゆるバブル的な価格上昇の部分と、建設コストが上がることによる上昇の部分の両方が含まれていると思うが、これらをうまく分けることはできないか。〈p1〉

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- マンションでは、管理計画認定制度、適正評価制度や診断サービスを受けたもので良いものについては融資の金利が安くなる仕組みがあるので、戸建て住宅でもそのような金利優遇の仕組みと連携していくことが重要ではないか。 <p2>

都の住宅政策の捉え方

- 都内において、区部と多摩部、島しょ部など地域特性が様々である中、それら地域特性等を踏まえた都の住宅政策はいかにあるべきか。
- 住宅・住宅市街地の更新・再生等が重点的に図られるよう、重点供給地域及びその指定のあり方はいかにあるべきか。
- 様々な課題等への対応が求められる中、国、区市町村、関連団体や民間事業者等とどのように連携し、都としての役割を果たしていくべきか。

令和7年度第2回企画部会における委員ご意見の概要

- これまで住マスでは地域性の記載がなかったが、子育ての形や必要となる住宅は地域によって異なるため、地域性を加味したきめ細やかな支援メニューにすれば、必要な地域に必要なサポートを届けることができるのではないかと。〈p13〉